

表 4-1 許可申請書の様式と添付書類【法第5条、第6条】【ガイドライン第5条及び6条関係】
 石狩振興局は各2部（正・副）、その他の振興局は各3部（正・副2）提出【建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則】

様式番号	提出・添付書類名等	新規	般特	追加	更新	備考
綴じ込まないこと	北海道収入証紙ちょう付用紙	○	○	○	○	北海道様式
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	
別紙二(1)	営業所の一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	
別紙二(2)	営業所の一覧表(更新)				○	
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認事項」参照
第2号	工事経歴書	○	○	○		直前1年分のみ作成(許可換え新規(追加業種がない場合)は省略可)
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○		(許可換え新規(追加業種がない場合)は省略可)
第4号	使用人数	○	○	○		(許可換え新規は省略可)
第6号	誓約書	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書					⇒p51「Ⅰ常勤役員等に関する確認書類」参照
別紙	常勤役員等の略歴書					
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	配置する経営業務の管理責任者又は経営体制に応じて次のとおり提出する。 ①規則第7条第1号イ(1)~(3)の場合→第7号及び別紙 ②規則第7条第1号ロ(1)~(2)の場合、別紙一及び別紙二 ③規則第7条第1号ハの場合 →大臣認定書の写し ※経営業務の管理責任者に関する許可要件は、P5参照 大臣認定書の写しは、原本の提示、コピーを提出
別紙一	常勤役員等の略歴書					
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書					
	大臣認定書の写し					
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	
	届書を提出したことを証する書面	○	○	○	○	
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行(発行後3カ月以内のもの)
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合(発行後3カ月以内のもの)(登記事項証明書は不要)
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○		⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照
	卒業証明書	○	○	○		原本を添付(建設業法第7条第2号該当者)
	資格(認定)証明書又は免許等	○	○	○		原本を提示、コピーを添付(建設業法第7条第2号該当者)
	監理技術者資格者証(写)、登録解体工事講習修了証(写)	○	○	○		
第9号	実務経験証明書	○	○	○		⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ(実務経験の証明が必要な国家資格等(第2種電気工事士や2級技能士など規則第7条の3第2号の表において実務経験を必要とする者))該当者)
第10号	指導監督の実務経験証明書(特定建設業者(指定建設業の許可を受けようとする者を除く))	○	○	○		⇒p51「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	政令第3条に規定する使用人がいる場合
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	※許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行(発行後3カ月以内のもの)
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合(発行後3カ月以内のもの)(登記事項証明書は不要)
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行(発行後3カ月以内のもの)
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合(発行後3カ月以内のもの)(登記事項証明書は不要)
第14号	株主(出資者)調書	○			○	法人
	定款(写)	○			○	法人
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(商業登記簿謄本)	○			○	商業登記がなされている場合 発行後3カ月以内のもの
第15~17号の3	財務諸表(法人)	○				添付書類:貸借対照表、損益計算書・完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表、附属明細表(規則第4条第1項第9号に規定する小会社を除く) ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
第18~19号	財務諸表(個人)	○				添付書類:貸借対照表、損益計算書 ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
	納税証明書(事業税)	○				設立後最初の決算期が到来していないため、納税証明書(事業税)が添付できない場合は法人設立(設置)届出書
第20号	営業の沿革	○			○	
第20号の2	所属建設業者団体	○			□	
第20号の3	主要取引金融機関名	○			□	
営業所の確認書類		○	□	□	□	⇒p52「Ⅲ営業所等の確認書類」参照

○～必要 □～直近の申請又は変更届から変更がなければ省略可
 ※「確認書類」の詳細については、p51表4-3「建設業許可申請に係る確認書類」を参照してください。
 ※書類の編さんに当たっては、本表の順番に取りまとめてください。
 ※許可通知書の送付用(申請書等の返却書類を含む。)としての「封筒」(郵便番号、住所、宛名を記載したもの)を提出願います。